

専決処分書

令和4年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第3号)

補正予算を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

令和4年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）  
別記のとおり

令和5年3月31日

伊丹市長 藤原 保幸



令和4年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第3号)

令和4年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97,162千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,223,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,528,114	97,162	2,625,276
	1 後期高齢者医療保険料	2,528,114	97,162	2,625,276
歳入合計		3,126,364	97,162	3,223,526

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		3,015,254	97,162	3,112,416
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	3,015,254	97,162	3,112,416
歳 出	合 計	3,126,364	97,162	3,223,526

1 歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	2,528,114	97,162	2,625,276
1 後期高齢者医療保険料	2,528,114	97,162	2,625,276
1 後期高齢者医療保険料	2,528,114	97,162	2,625,276
歳入合計	3,126,364	97,162	3,223,526

節		区 分	金 額	説 明
1	現年度分		97,162	現年度分 92,862 過年度分 単位 4,300

2 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,015,254	97,162	3,112,416	—	—	97,162
1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,015,254	97,162	3,112,416	—	—	97,162
1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,015,254	97,162	3,112,416	—	—	後期高齢者医療保険料 97,162
歳出合計	3,126,364	97,162	3,223,526	—	—	97,162

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
—			
—			
—	18 負担金補助及び交付金	97,162	(18 負担金補助及び交付金 保険料納付金 97,162 ) 97,162
—			